

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 省略</p> <p><u>(保育料の額の特例)</u></p> <p>5 <u>当分の間、別表第2注6に規定する2人目以後の児童以外の児童(次項において「第1子」という。)であって3歳未満のものに係る保育料(第7条第1号に規定する保育料をいう。次項において同じ。)の額は、同号の規定にかかわらず、同表に定める額(括弧内の額を除く。)に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>当分の間、第1子であって別表第2注7に規定する児童の保育料に係る同表注7の規定の適用については、同表注7中「1,800円」とあるのは、「900円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 省略</p>